

改正

平成21年6月30日告示第71号

平成24年7月6日告示第48号

清須市緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、ひとり暮らし老人等の緊急時における連絡体制を確保し、不安の解消及び救護をすることにより、ひとり暮らし老人等の在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 緊急時の連絡体制の確保を図るため専用通報機器等を用い、緊急時に外部通報できると同時に、これを受信し、即必要な処置を行うシステム（以下「緊急通報システム」という。）を設置する。

(対象者)

第3条 緊急通報システム設置対象者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき清須市住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、同一敷地内に近親者が居住する場合は除く。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人
- (2) 高齢者世帯で緊急性のある病気をもつ者
- (3) 身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(申請)

第4条 緊急通報システムの設置を受けようとする者は、緊急通報システム設置申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、申請書の内容を審査し、速やかに緊急通報システム設置の可否を決定し、緊急通報システム設置決定通知書（第2号様式）又は緊急通報システム設置却下通知書（第3号様式）によりその結果を申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第6条 緊急通報システムを設置する者は、別表に定める額を負担しなければならない。

2 緊急通報システムの設置に伴いそれに係る電話設置料及び通話料は、設置を受ける者の負担とする。

(実施方法)

第7条 第2条の規定に基づく事業を取扱業者に委託することができる。また、委託契約については、別に定める。

(設置の取消し)

第8条 緊急通報システムの設置を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、設置を取り消すことができる。

- (1) この告示で定める設置要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により設置を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が設置する必要がないと認めたとき。

(届出義務)

第9条 緊急通報システムの設置を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更があったとき。
- (2) 第3条に該当しなくなったとき。
- (3) 緊急通報システムの機器類の全部又は一部を損傷し、若しくは滅失した場合

(設置者名簿)

第10条 緊急通報システムを設置した場合、緊急通報システム設置者名簿(第4号様式)を作成し、その状況を把握していなければならない。

(関係機関等との連携)

第11条 この事業の実施に当たり常に民生委員、ホームヘルパー等と密接な連携を図り、協力を得ることにより、円滑な事業の遂行に努めるものとする。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町緊急通報システム事業実施要綱(昭和

63年西枇杷島町要綱第6号)、清洲町緊急通報システム事業実施要綱(平成元年清洲町告示第6号)又は新川町緊急通報システム事業実施要綱(平成2年新川町訓令第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町ひとり暮らし老人緊急連絡通報システム事業実施要綱(平成元年春日村告示第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年6月30日告示第71号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第12条の改正規定は、同年6月30日から施行する。

附 則(平成24年7月6日告示第48号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

別表(第6条関係)

| 区分 | 利用者負担金 |
|--|-------------|
| 前年度の所得が200万円以下の世帯に属する者 | 無料 |
| その他の者 | 1箇月当たり 500円 |
| 注 月の中で設置及び廃止があった場合は、日割りとする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 | |

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第10条関係)